

道路トンネル非常用施設(自動通報設備)

公募対象技術について

公募対象技術について

「自動通報設備」の定義

① 機能

トンネル内における火災を自動的に検知し、管理所等へ通報するための設備である。

『道路トンネル非常用施設設置基準・同解説』（令和元年9月）日本道路協会 P.5

② 設計

排気ガスや換気流等に影響されず、火災の初期段階を的確に検知できる方式とする。

『道路トンネル非常用施設設置基準・同解説』（令和元年9月）日本道路協会 P.27

本テーマ設定における前提条件

- ① 今年度中に現場実証試験による性能評価を行い、その結果を技術比較表にとりまとめる予定。
- ② 現場実証試験は、火災の自動検知についてのみ行い、通報については行わない。
- ③ 通報及びその他性能評価については、応募時の申請書類等（自社試験結果等）による申告や、応募者提案の試験（②の現場実証試験時に実施する）による確認を許可する。

公募条件

- ① 従来技術※¹を除く新技術。
- ② 火災時に発生する熱、光、煙のいずれかを検知する※²方式のものとする。
- ③ 従来技術の火災検知精度を向上させることができる補完技術も対象とする。
※¹：従来技術は、火災検知器の「二波長式ちらつき型」または「CO₂共鳴式ちらつき型」とする。
※²：熱、光、煙のうち、複数を検知する方式も可とする。

その他応募技術の条件

- ①応募資料提出時点において、(1)から(4)のいずれかの技術であること。
 - (1)新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という。）登録技術であること。
 - (2)NETIS登録申請中の技術であること。
 - (3)今後、NETIS登録申請予定の技術であること。
 - (4) NETIS掲載期間終了技術（過去にNETISに登録されていたが、掲載期限を迎えた等のため掲載を終了している技術）であること。

- ②応募技術について、選定、現場実証、技術比較表を作成する過程において、選定、現場実証、技術比較表の作成に関わる者（国土交通省職員、国土交通省から委嘱または委託を受けた者）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

- ③選定された応募技術について技術比較表を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

関係基準類

- ①『道路トンネル非常用施設設置基準・同解説』（令和元年9月） 日本道路協会
- ②『機械工事施工管理基準（案）』（令和2年3月） 国土交通省
- ③『トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書』（令和元年7月） NEXCO